

葉山港管理業務区分表

区分	業 務 の 内 容		業務区分	
			県	指定
利用承認等関係	行為制限に係る許可（条例第3条第1項ただし書）		○	
	利用の承認（条例第4条）	西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮棧橋、新港浮棧橋、船舶保管地、臨港道路附属駐車場、港湾管理事務所（会議室、会議室設備、シャワー室、船具ロッカー）、舟艇上下架装置		○
		上記以外（東物揚場、東中央物揚場、東船揚場、第2南物揚場） ※第2南物揚場の申請書の受付は、指定管理者	○	
	港湾施設の専用利用承認（条例第5条）		○	
	承認に基づく地位の承継（条例第9条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		○
		上記以外	○	
	承認に基づく権利の譲渡（条例第10条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		○
		上記以外	○	
	港湾区域及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可（港湾法第37条）		○	
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）		○	
	利用料等の減免（条例第12条）	指定管理者の行う利用承認業務に係るもの 上記以外	申請書の受付	○
			減免の決定	○
	入出港の届出（条例第14条）		受付	○
			受理	○
	けい留場所等の指示及び変更（条例第15条）		○	
	港湾の施設の利用の禁止又は制限（条例第16条）		○	
	監督処分（条例第17条）		○	
	利用料金の減免（条例第25条）			○
	利用承認の取消し等（指定管理者の行う承認に係るもの）（条例第27条第1項）			○
	港湾の施設の利用の中止、利用の方法の変更（条例第27条第2項）			○
	競技会開催届、艇一時搬出届等各種届出受付			○
	ヨット等新規募集事務	募集要項作成、募集事務全般		○
		募集要項の承認	○	
利用者台帳管理（個人情報等の保管管理等を含む）			○	
舟艇上下架装置操作業務			○	
維持管理	清掃、巡視、保守点検等			○
	施設の修繕	1件30万円以上のもの	○	
		1件30万円未満のもの		○
施設の修築、新築		○		
管安全	ヨット等安全管理・サービス業務			○
	事故防止等安全管理業務			○
災害・荒天対応	災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等			○
	指定管理者に対する指示等		○	
促進利用	施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等			○
事業附帯	神奈川県収入証紙の販売・管理業務			○

※ 条例とは、「港湾の設置及び管理等に関する条例」をいいます。